

平成31年第2回臨時会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成31年4月26日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成31年4月26日（金曜日） 午前10時25分～午前10時57分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（6人）

委員長	金谷道男	副委員長	高橋徳久
委員	本間輝男	委員	佐藤文子
委員	佐藤清吉	委員	茂木隆

---

欠席委員（1人）

委員 佐藤隆盛

---

説明のため出席した者

総務部長：舩谷祐幸

次長兼税務課長：今野清一

財政課長：伊藤公晃

総合防災課長：佐藤大

---

議会事務局職員出席者

事務局参事 進藤稔剛

---

## 審議案件

- 第 1 報告第 1 号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）
  - 第 2 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 第 3 報告第 3 号 専決処分報告について（平成 3 0 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 0 号））
  - 第 4 議案第 63 号 財産の取得について
-

午前10時25分

○委員長（金谷道男）

皆さん、あらためましておはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しの中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

また、先日は所管事務調査ということでご協力いただきましてありがとうございます。あらためて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただ今から総務民生常任委員会を開会いたします。

欠席の届出が佐藤隆盛委員からありますので、ご報告いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局から挨拶をお願いいたします。舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） あらためましておはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行につきまして、格段のご指導、ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。また、先日は事務調査のほう大変ありがとうございました。終了後には当局職員との懇談会も開催していただきまして本当にありがとうございました。今年度もどうかよろしくをお願いいたします。

さて、今次臨時会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、3月31日付で専決処分させていただきました、条例2件及び平成30年度一般会計補正予算1件の専決処分報告、並びに単行案1件の合計4件であります。内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。なお、先日の事務調査の際に皆様方お話をありました再任用職員等の状況につきまして、資料のほうをお配りしておりますので、後ほどご覧願いたいと思います。以上です。どうかよろしくをお願いいたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。

---

○委員長（金谷道男） はじめに、報告第1号「専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。今年度も引き続きよろしくお願いたします。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課市民税班班長の三浦参事です。同じく資産税班班長の小松です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ご説明させていただきます。資料No.1 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてでございます。次に2ページを、ご覧ください。専決第23号、専決処分書でございます。次に3ページから15ページをご覧ください。大仙市条例第30号、大仙市税条例の一部を改正する条例を、平成31年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、一部を除き、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。いずれの改正も平成31年度税制改正大綱に基づくものでございます。改正内容につきましてご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、主な改正要旨についてご説明させていただきますのでご了承願います。

最初に、市民税に係る改定内容についてであります。

一つ目は、ふるさと納税制度において、都道府県又は市町村における寄附金にかかる寄附金控除が、寄附金に対する返礼品の割合等、基準に適合するとして総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金を、特例控除対象寄附金とするものであります。

二つ目は、個人の住宅借入金等特別税額控除の適用を平成45年度まで2年間延長し、平成31年10月1日から平成32年12月31日までに居住した場合は、12年間の適用とするものであります。

三つ目は、こどもの貧困に対応するため、平成33年度以後の個人の市民税について単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えるものであります。以上についてのほか、所要の条文整理をするものであります。

次に固定資産税に係る改定内容についてであります。主なものとしましては、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る代替家屋に対する固定資産税の軽減措置並びに手続きを整備するものであります。なお、当市での堤防整備については該当ありません。以上のほか、税制改正に伴う所要の条項整備を行うものであります。

次に軽自動車税に係る改定内容についてであります。

一つ目は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車に、税率を軽くする軽減措置を平成32年まで延長し、平成33年度、平成34年度については、軽減対象車を電気自動車と天然ガス車にするものであります。

二つ目は、軽自動車の環境性能割についてであります。今まで、県税としておりました軽自動車の取得税が10月から軽自動車税の環境性能割として市税とし、燃費性能基準達成度に応じて、当分の間、非課税1パーセント、2パーセントの税率で課税されることとなっております。この環境性能割の税率を、平成31年10月1日～平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車にかぎり、1パーセント軽減する特例をもうけるものであります。以上についてのほか、所要の条文整理をするものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き平成31年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 市民税のふるさと納税に関連してお聞きします。今回補正予算の専決でも全部で、ふるさと応援基金というのが8,300万ほど入っているわけですが、いわゆる今回の規定で返礼品が、寄付金の3割以上になるようなものが大仙市として実施しているようなことがあるのかどうか。そして、この返礼品の対象となる寄付金者数というのはどれ位いるのか、もし分かるようであれば。これは税務課のほうよりも企画のほうの担当なので、分かる範囲でお答えいただければ。

○委員長（金谷道男） 今野次長、分かる範囲でお答えをお願いします。

○次長兼税務課長（今野清一） 返礼品の割合については、10月より地場産業ということで、確か3割以内と花火ということで、栈敷席ということで皆さんご承知とは思って

るんですけれども。平成30年度のふるさと応援基金につきましては、8,360万5千円、件数については、2,410件と伺っております。以上です。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（金谷道男） はい、ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に、報告第2号、「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） それでは、ご説明させていただきます。同じく資料No.1 議案書16ページをご覧ください。報告第2号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、でございます。次に17ページをご覧ください。専決第24号、専決処分書でございます。次に18ページを、ご覧ください。大仙市条例第31号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、平成31年3月31日に公布しております。このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただくことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容につきまして、ご説明いたしますが改正条文については割愛させていただき、改正要旨についてご説明させていただきますので、ご了承願います。

改正内容一つ目は、課税限度額の引き上げを行うもので、基礎課税額に係る課税限度額について58万円を3万円引き上げ61万円に改正するものであります。

なお、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額19万円及び介護納付金課税額に係る課税限度額16万円につきましては、改正はございません。

改正内容の2つめは、軽減判定所得の見直しを行うもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額につきましては、被保険者数に乗すべき金額27万5千円を5千円引き上げ28万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額につきましては、被保険者数に乗すべき金額50万円を1万円引き上げ51万円に、それぞれ改正するものでございます。施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方お願いいたします。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 毎年同じこと聞いているわけですがけれども、今回の医療分基礎課税に係わる61万円に3万上がったわけですがけれども、限度額この3万が上げられて、限度額を超える納税者という方々はどれ位いるのかということ。それから、2割、5割軽減者の上限額が上がったわけなので、少しこの対象者世帯が増えるのではと見込んでるわけですがけれども、実際はどうなるのか教えていただければ。

○委員長（金谷道男） はい、今野次長。

○次長兼税務課長（今野清一） 3万円の増額に対しての世帯数についてですが、31年3月1日現在の数字ですが、世帯数で110世帯、被保険者数で351人。軽減世帯2割5割軽減の軽減世帯のほうになりますけれども、世帯数最大で60世帯、被保険者数は最大で110人ということになっております。増えることになります。2割から5割におちる方もおりますし、今度は2割軽減になるという方もおるということです。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 課税限度額を超える世帯、110世帯351人、これは昨年度と比較してどうなっているのかということ。もう一点は、7割軽減というのもありますけれども、今回その部分はないわけですがけれども、現状7割軽減者数は減っているのかどうか数値も示して教えていただければと思います。

○委員長（金谷道男） はい、今野次長。



○次長兼税務課長（今野清一） 平成30年の限度額が4万円増のときの世帯数が147世帯、今年が110世帯ということで37世帯減になっているということで。軽減世帯になりますけれど、30年度の軽減世帯の5割2割軽減のほうになりますけれども最大で58世帯でしたが、31年度は最大で60世帯ということで2世帯増となる見込みです。7割軽減については後で資料で出します。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に、報告第3号、「専決処分報告について（平成30年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課の伊藤と申します。本年度もよろしくお願ひいたします。説明に入ります前に、本日同席しております、財政課の職員をご紹介させていただきます。財政班班長の鎌田主幹です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

報告第3号、平成30年度大仙市一般会計補正予算第10号の専決処分報告の財政課関連予算につきまして、説明申し上げます。

はじめに歳入予算について説明させていただきます。お手元の資料No.2、平成30年度補正予算書3月専決の7ページから10ページと、別添、総務民生常任委員会説明資料1ページの歳入予算概要を併せてご覧いただきたいと思ひます。

歳入につきましては、各譲与税、交付金等の一般財源について、3月中旬から3月末にかけて、それぞれ交付決定があったことなどから、これに併せ補正を行ったものであります。

2 款地方譲与税から 9 款地方特例交付金及び 1 1 款交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づき予算を計上しておりましたが、今般、30 年度の実績等に基づきまして最終的な交付決定があったことから、予算書記載のとおり、過不足をそれぞれ補正したものでございます。

次に、予算書は 9 ページになりますが、1 0 款地方交付税のうち、普通交付税は、2, 4 2 1 万 8 千円の補正であります。普通交付税につきましては算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、財源不足額の合算額を普通交付税の総額にあわせることとしております。この総額にあわせるために減額した額を調整額といいます。今回の国の補正予算により、交付税総額が増加することを受けて調整額の復活が行われましたので、それに伴う追加交付分の補正であります。

特別交付税は 5 億 2, 2 6 3 万 7 千円の補正であります。3 0 年度は 2 9 年度に比べ、大雨に係る災害や除雪経費が少なかったこと、また、全国各地域での風水害、地震など多くの自然災害があったことなどから、要望していた交付額を確保できないのではないかと懸念しておりました。しかし、国のほうで、大仙市の行っている様々な施策に対する財政需要を勘案してもらったことなどから、交付決定額は、1 9 億 3, 4 4 4 万 7 千円、要望額が 1 8 億円でありましたので、これ以上の交付を受けることができます。

お手元の資料 2 ページに特別交付税の交付状況・秋田県内 1 3 市と書かれた資料がありますので、そちらをご覧くださいと思います。

ここには県内 1 3 市の交付状況を記載しておりますが、網掛けしている部分が大仙市の数値でございます。県内では横手市に次ぎ、2 番目の交付額となっております。なお、3 0 年度の特別交付税の予算計上累計額は、今回の補正額を加えまして、1 6 億 6, 1 6 0 万 9 千円となりますが、未計上分となります 2 億 7, 2 8 3 万 8 千円については 3 1 年度への繰越金となり、今後の補正財源となるものでございます。

1 4 ページになります。1 9 款繰越金は 6, 6 0 3 万 9 千円の補正で、これによりまして 2 9 年度からの繰越金となる実質収支額 1 0 億 7, 9 0 2 万 2 千円全額を予算計上しております。

次に歳出予算について説明いたします。主な事業の説明書の 1 ページをご覧くださいと思います。予算書のほうは 1 1 ページになります。

2款1項41目90事業の財政調整基金積立金は、30年度の特別交付税の確定などを踏まえまして、近年頻発しております自然災害や、今後の事業財源として4億円を基金に積立したものでございます。3月議会の常任委員会では、「最低でも2億円の積み増しは可能と見込んでいる」と説明いたしましたが、さらに2億円を追加できたこととなります。これによりまして、30年度末の残高は約31億円となりますが、31年度当初予算におきまして4億5千万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約26億5,000万円となっております。

2ページをご覧ください。2款1項43目90事業の地域雇用基金積立金は、積み増し分として1億円の補正であります。地域雇用基金につきましては、市の施策として実施しております、要支援児童保育対策や学校生活支援員の雇用に係る財源として積立を行ってきておりますが、来年度から導入されます会計年度任用職員制度を見据えた積み増しも行うものでございます。30年度末の残高は約2億1,300万円となります。なお、31年度当初予算に約5,700万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約1億5,600万円となっております。

3ページをご覧ください。2款1項48目90事業の地域振興基金積立金は、積み増し分として1億円の補正でございます。地域振興基金につきましては、合併特例債を活用した積立以外に、大曲地域の団体からの寄附金を積み立てているほか、中仙地域において、JRからの補償金を財源として、桜の植栽などに活用するためそれぞれ積み立てております。今回の積立でございますが、花火産業構想に続き地方創生の推進を図る農業と食に関して、本市の魅力ある地域資源を最大限に活用し、市全体が活気づく産業振興の実現に向けた事業財源として、積み立てするものであります。なお、30年度末の残高は合計で約32億8,000万円となりますが、31年度当初予算で約2億5,000万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約30億2,500万円となっております。

4ページをご覧ください。2款1項51目90事業の公共施設修繕引当基金積立金は、積み増し分として1億円の補正であります。公共施設修繕引当基金につきましては、今後も増加が見込まれる公共施設の修繕等に備えるため積立を行っており、30年度末の残高は約5億1,500万円となります。なお、31年度当初予算に約1億6,000万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約3億5,500万円となっております。

以上、財政課所管の補正予算専決処分報告につきまして、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（金谷道男） 次に、議案第63号、「財産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課佐藤でございます。本年度もよろしくお願いたします。説明に入ります前に同席しております職員を紹介いたします。藤田副主幹でございます。須田副主幹でございます。

それでは議案第63号財産の取得についてご説明申し上げます。

資料No.1の議案書は20ページでございます。説明資料につきましては、別にお配りしております総務民生常任委員会資料をご覧くださいと思います。

資料の1ページ目をお開きください。取得する財産は、消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車4台でございます。取得理由につきましては、現在、配備されております積載車のうち、老朽化した車両を計画的に更新し、災害時に確実に対応できる体制を構築するものであります。入札につきましては、品番指定とし、トーハツ株式会社の小型動力ポンプとそれを積載するデッキバンタイプの軽四輪駆動車となっております。その理由としましては、一番下でございます9番の品番指定理由でございますけれども、消防団員から操作性、信頼性の面で定評があり、消防団幹部会においても同社製品を強く

要望されているものでございます。業者選定につきましては、8番の業者選定理由にございます。大仙市入札参加有資格者名簿に登録されていることはもちろん、トーハツ株式会社の県内代理店で故障等の際に迅速な対応ができる業者を選定しております。

以上のことから、株式会社タカギ及び株式会社高義商会の2社での指名競争入札を実施した結果、2,228万円で株式会社高義商会の落札となり、消費税8パーセントを含む2,406万2,400円で同社と仮契約を締結しております。

資料2ページ目をご覧ください。上段の写真が積載車でございます。改造費込みの税抜き予定価格が1台当たり380万円となっております。中段の写真が小型動力ポンプで税抜き予定価格が220万円となっております。下段が、配備する支団となっており、今年度は西仙北支団へ1台、中仙支団へ1台、太田支団へ2台となっております。

最後に次のページ、資料3ページ目をご覧くださいと思います。入札執行表の写しとなっております。予定価格に対する落札率は92.8パーセントとなっております。なお、納入期限につきましては、早期発注に努めまして、消費税増税前の9月30日となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） いいすかな。質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（金谷道男） 以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 10 時 57 分 閉会

---

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男